

総務委員会記録

令和6年9月18日開催

- 1 日 時 令和6年9月18日(水) 9:58~11:38
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 陶久委員長 西川副委員長
横田委員 湯浅委員 武田委員 小野委員 星加委員
佐々木委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長
- 6 傍聴議員 渡部議員 荒谷議員 住友利広議員 喜多議員
水谷議員 橋本議員 久米議員 福谷議員
住友進一議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市長 平井副市長 東條政策監
篠原政策監 吉積企画部長 幸泉総務部長
中川危機管理部長 小坂会計管理者 川端消防長
小西消防次長 田中消防本部参事 小杉消防署長
数藤企画部参事 横手秘書広報課長 安富人事課長
七條企画政策課長 田中DX推進課長 長谷総務課長
山崎財政課長 石山危機管理課長 清水税務課長
岐会計課長 杉本監査事務局長 六浦情報管制課長
武田予防課長 桑田第二消防課長
喜多選挙管理委員会事務局長
- 8 事務局 佐坂議会事務局長 近藤議事課長 玉木課長補佐
平瀬課長補佐
- 9 傍聴者 2名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

陶久委員長 おはようございます。定刻より少し早いですけども、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。ただいまから総務委員会を開催いたします。開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。まず、本日の会議の準備に当たられた議会事務局をはじめ、理事者の方々に深く感謝を申し上げます。さて、9月を半ば過ぎましたが、残暑というより猛暑の名残がなお続いています。なかなか小さな秋を見つけることができません。昨夜は中秋の名月。お天気にも恵まれ、ご覧になられた方も多と思います。満月は今夜ということで、きれいな月がまた見られることを期待いたします。しばらくは熱中症にも気を配りながら元気に過ごしたいものです。本日は皆様の御協力をいただき審査を進めますので、よろしく願いいたします。

それでは、理事者を代表して岩佐市長に御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は総務委員会を開催をしていただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の一部改正案2件、令和6年度一般会計補正予算1件、徳島県市町村総合事務組合規約の変更について1件の計4件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

陶久委員長 ありがとうございます。

本委員会に付託されております案件は、市長提出議案4件であります。早速、議案の審査に入ります。理事者の方におかれましては、自己紹介をしていただきましたら、議案の説明は着座のままで結構ですので、よろしくお願いいたします。委員の方は、質疑のある場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。それでは、議案の審査に入ります。

第1号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

陶久委員長 それでは、『第1号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。長谷総務課長。

【理事者説明 長谷 総務課長】

陶久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
これより、第1号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 御異議なしと認めます。よって、『第1号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 2 号 議 案 監 査 委 員 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

陶久委員長 次に『第2号議案 監査委員に関する条例の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。杉本監査事務局長。

【理事者説明 杉本 監査事務局長】

陶久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 現金出納検査の日にちを15日から25日に変えた理由というのは何ですか。

陶久委員長 杉本監査事務局長。

杉本 局長 佐々木委員さんの御質問に御答弁申し上げます。
現行条例では「毎月15日に行うものとする。ただし休日その他やむを得ない事由があるときは、この期日を変更することができる」と規定されておりますが、月末までの収入状況や調定の変更等を確認し、書類を作成し、精査を行うには、15日では時間的余裕がなかったため、今までは25日に行っておりました。25日に行っておりますので、条例の例日も実際に検査を行っている25日に改正する必要があるのではないかという御提言をいただきましたので、改正させていただこうとするところでございます。

陶久委員長 いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第2号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 御異議なしと認めます。よって、『第2号議案 監査委員に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第5号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第2号）について（関係部分）

陶久委員長 それでは『第5号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第2号）について』のうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第5号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。湯浅委員。

湯浅 委員 9款1項5目の防災費に計上されております防災行政無線維持管理費の修繕料が650万計上されておりますが、その詳細な内容の説明をお願いいたします。

陶久委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 危機管理課、石山でございます。どうぞよろしく申し上げます。湯浅委員お尋ねの、9款第1項5目、防災費の防災行政無線維持管理費の修繕料650万円の内容につきましてお答えを申し上げます。

この予算は、防災行政無線の子局や、再送信子局10カ所程度の修繕を実施するための経費でございます。防災行政無線設備につきましては、業者による保守点検業務や当課職員の巡回等によりまして、適切な維持管理に努めているところではあります。落雷など、予測できない要素から突発的な故障が発生する可能性があります。そのような場合には速やかな応急対応を行いまして、仮復旧などにより、情報伝達手段を確保するように努めております。

今回の修繕につきましても、ケーブルの張り替えでありますとかスピーカー等の交換などで、応急対応した設備を本来の適正な状態に修繕するものであります。今後も非常時の情報伝達手段の軸として運用しております防災行政無線設備につきまして、適切で適正な維持管理に努めてまいりた

いと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

陶久委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。防災行政無線の修繕につきましては、南海トラフの巨大地震の発生確率の上昇や温暖化による集中豪雨、台風などの避難を含め、市民の安心、安全を守るための大切な設備でございます。今後も積極的に維持管理に取り組んでいただきますよう要望いたします。以上です。

陶久委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。星加委員。

星加 委員 ちょっと教えていただきたいと思います。地方交付税についてです。歳入の地方交付税の2億9,728万9,000円という補正額ということなんですが、これは昨年度に比べて、地方交付税っていうのは上がってるんですか。どういうふうに解釈すればいいんですか。いつものとおりですか。

陶久委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課の山崎でございます。星加委員さんの御質問にお答えいたします。普通交付税につきまして、令和6年度は令和5年度より4億8,240万8,000円増加したところであります。それに応じて補正予算をいたしました。以上、答弁いたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。もうそれで結構です。

陶久委員長 いいですか。
ほかに質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 9款消防費の非常備消防費の消防団運営費についてなんですけども、この旅費の183万5,000円、これの中身を教えてください。
それとまた消防用ホース購入費の21万5,000円、これ、21万5,000円っていうのはこういう消防のホースだと何本ぐらいを買うんでしょうか。これはそのどこの団とかいうのがあるんでしょうか。

陶久委員長 小西消防次長。

小西 次長 消防本部警防課の小西でございます。どうぞよろしく願いいたします。佐々木委員さんの非常備消防費の旅費183万5,000円と、ホース購入費21万5,000円についての御質問に御答弁申し上げます。
まず旅費についてでございますが、この旅費につきましては、本市の消防団の見能林分団第5班が、本年7月14日に開催されました徳島県消防操法大会で優勝いたしました。それに伴い、来る10月12日に宮城県に

において開催される全国消防操法大会に出場するための旅費でございます。
続きましてホースについてでございますが、これは全国大会に出場する見能林分団第5班の操法用のホースを6本購入する予算でございます。以上、御答弁いたします。

陶久委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 異議なしと認めます。よって、『第5号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算(第2号)について』のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
挙 手 採 決 ・ 原 案 の と お り 可 決

第13号議案 徳島県市町村総合事務組合格約の変更について

陶久委員長 次に『第13号議案 徳島県市町村総合事務組合格約の変更について』を議題とします。理事者の説明を求めます。安富人事課長。

【理事者説明 安富 人事課長】

陶久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第13号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 御異議なしと認めます。よって、『第13号議案 徳島県市町村総合事務組合格約の変更について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

陶久委員長 以上で総務委員会に付託されました案件の審査が終了しました。

一 般 質 問

陶久委員長 ただ今から、本委員会の所管に係る一般的な事項について質問をお受けいたします。通告がありますので指名いたします。星加委員。

星加 委員 それでは質問をさせていただきます。4項目の通告をいたしております。委員長、1問1答でお願いいたしたいと思います。

陶久委員長 1問1答でお願いします。

星加 委員 まず基金についてです。どの基金を一括運用していこうとしているのか。それについてお尋ねをいたします。

陶久委員長 岐会計課長。

岐 課長 会計課、岐でございます。星加委員のどの基金を一括して運用しようとしているのかとの御質問にお答えいたします。

先日の本会議での星加委員の御質問で「令和6年度末を目途に基金一括運用の要項を取りまとめ、令和7年度から実施してまいりたいと考えております」と御答弁させていただきました。この要項には、一括運用する基金について規定することを考えておりまして、現在のところ、定額運用基金を除く39基金を対象とする予定でございますが、今後、関係各課との協議を行ったうえで対象とする基金を決定し、要項の制定に取り組んでまいります。以上でお答えとさせていただきます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 いわゆる39基金全てを一括運用ということを決めてるわけではなくて、今後検討していくという御答弁でしたが、それでよろしいのでしょうか。今後、各課と相談して考えていくということですね。

陶久委員長 岐会計課長。

岐 課長 会計課、岐でございます。星加委員の御質問にお答えします。

今後、基金の活用に関しては、関係各課との協議を十分行ったうえで、対象とする基金を決定してまいりたいと思います。以上でお答えとさせていただきます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 今までは個別運用の基金財産管理だったと思われま。それで、厳密性が高いが財産運用の面から得策ではないと一般質問での御答弁があったんですが、機密性が高い個別運用のほうがいいのではないかと思うんですが。そして、この答弁からは、財産をさらに運用させようとしているように聞こえるんですが、さらなる運用をする気なのか、その点についてお伺いをいたします。

陶久委員長 岐会計課長。

岐 課長 会計課、岐でございます。
資金を一括運用することは、資金を流動的に運用することができると考えております。
日々の支払いにつきましても、その資金で支払できるように確保してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 じゃあ、今まで個別運用であると基金ごとに現金の保有額、定期預金額とか債券額が出ていたが、一括運用になると基金ごとには現金保有額、定期預金額、債券額が分からないようになるということなんでしょうか。お伺いをいたします。

陶久委員長 小休いたします。

小休 10:31～10:33

陶久委員長 再開します。
小坂会計管理者。

小坂管理者 会計管理者、小坂です。よろしくお願いたします。
まず最初に一括運用についてですが、先ほど課長がお答えしましたように、一括運用することによって運用の幅は広がるということでございます。それと、最後、基金についてですけれども、本会議でもお答えしましたように、今まで決算書において現金いくら、有価証券いくらというように表示しておりましたけれども、それを一括運用することで、各基金は合計基金額いくらという表示になり、決算書におきましては末尾に基金合計で現金がいくら、有価証券いくらというような表示になり、運用益については、それぞれの基金において保有している額により按分した数字が上がってくるようになります。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 じゃあ、分からなくなるということではないんですね。債券がいくら、

いわゆる現金がいくら、そして定期預金がいくらというようなかたちで表示されるから、もう全然分からなくなるというようなことではないんですね。じゃあ、理解いたしました。以上です。

陶久委員長 続いて、星加委員。

星加 委員 次は行政財産の目的外使用についてお伺いをいたします。これも通告をいたしております。

1番目に、目的外使用が認められている団体はどこか。これは阿南市役所庁舎内での目的外使用が認められている団体はどこかということです。

もう一つ、行政財産使用の減免が認められている団体はいくつあるのか、また、減免をしている団体がどういうふうな団体かということをお示しをいただきたいと思います。

陶久委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 総務課の長谷です。星加委員さんの、行政財産の目的外使用についての御質問にお答えさせていただきます。

市庁舎内で行政財産使用許可申請による許可団体は、夕暮れマーケット、お弁当やパンの販売、衣料品の販売などの一時的な使用については令和5年度で37団体。通年で使用許可を与えている団体は、ATMブース設置に関し、代表で申請を行っている株式会社阿波銀行と自動販売機を設置している阿南市職員労働組合連合会の2団体で、合計39団体でございます。

このうち、令和5年度に行政財産使用料を減免している団体は阿波銀行、阿南市職員労働組合連合会、育むファーム和、那賀高校、mogu、NP〇地域活動支援センターあなん、有限会社アイリストピア、シーズ今津、株式会社ファミリーヤ、社会福祉法人伯涛会、かみつれ阿南の11団体でございます。以上です。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 じゃあ、減免が認められてない団体はいくらその金額を徴収していますか。1回、ワンブースと考えていくら徴収されていますか。お伺いいたします。

陶久委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 総務課、長谷です。星加委員さんの御質問にお答えいたします。

御弁当などの販売スペースの使用料は、令和5年度は1日当たり512円、6年度は502円としております。以上です。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 だから使用料っていうのは、市民が営業ということでやってるブースですよ。そのところは減免しないで、いわゆるブースによって徴収していると理解します。そして、障がい者等の団体のところは減免してるというように理解して、それでよろしいんでしょうかね。

陶久委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 総務課、長谷です。
障がいがある方等の就労支援である会社とか、NPO関係とかに関しては全額減免とさせていただいております。以上です。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございました。
それでは次に移ります。次に職員の福利厚生についてであります。令和6年度の職員の福利厚生の予算を計上されています。職員に対してはどのような福利厚生が行われているのか。行っている福利厚生の内容とそれぞれの金額をお示しをいただきたいと思っております。

陶久委員長 安富人事課長。

安富 課長 人事課、安富です。星加委員の、職員の福利厚生についての御質問にお答えいたします。

令和6年度の職員の福利厚生に係る予算ですが、職員の定期健康診断委託料が872万1,000円、産業医業務委託料3名分として312万9,000円、メンタルヘルス対策としてのストレスチェック業務委託料が52万3,000円、人間ドッグ健診に係る事業主負担金として340万円、阿南市職員共済会事業補助金として320万9,000円の合計1,898万2,000円でございます。

また、県内の大半の市町村の職員が加入する徳島県市町村職員互助会では、共済組合制度の補完的役割として給付事業、厚生事業、助成事業などの福利厚生事業の中で、職員への出産祝い金の給付や保養所利用助成などを行っており、徳島県市町村職員互助会への本市の負担金として、令和6年度は1,900万8,000円を予算計上しております。以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございました。いわゆる職員に対しての出産費っていうのも互助会というところでなされてるということなんですが、今、おっしゃられた福利厚生で、この予算で職員に対して他市等と比べて十分な福利厚生が行われているとお考えでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

陶久委員長 安富人事課長。

安富 課長 人事課、安富です。星加委員の御質問にお答えいたします。
本市が行う職員の福利厚生につきましては、先ほど申し上げた内容として予算計上しておりますが、基本的に特定事業主としてすべき内容として十分予算を組んでおりますので、十分だというふうに考えております。
互助会につきましても、徳島県の市町村職員のほとんどのの方が互助会に加入しておりますので、こちらのほうで十分対応していただいている

ると考えております。以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。福祉厚生においてはさまざまな事業をやってらっしゃると、メンタル面に関してもやっていると理解をいたしました。それで、全てのこの福利厚生っていうのが十分であるというふうなお答えをいただきました。ありがとうございます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 それでは次の質問に移らせていただきます。4番目、阿南市労働組合連合会についてでございます。これはもう私、びっくりいたしました。堂々と組合の看板を掲げて1階に君臨しています阿南市職員労働組合連合会。まさか行政財産の使用許可を受けていない、使用料の請求もしていないということ。これは私も本当に知りませんでした。それについての質問をさせていただきます。

行政財産使用許可申請のない行政財産の使用は、難しい言葉を使わしていただきますが、行政の瑕疵であると思います。これが明らかになったのは、今回の令和6年9月の定例会であります。今まで無許可、無償で使用していたということになります。これは岩浅嘉仁市長、そして表原市長の時代より継続的にこの状態が続いていたということになります。岩佐義弘市長が市長になられてから分かったことであります。発覚した今の時点で使用許可申請など、事務的手続きと並行して、今までの払うべきであった使用料、これはいくらということが本会議で示されております。使用料の返還を求めるべきであると考えます。どう対応されて対処されるのか、お伺いをいたします。

陶久委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 総務課の長谷です。星加委員さんの労働組合に関する質問にお答えします。

御指摘をいただきました阿南市職員労働組合連合会の行政財産の使用への対応についてですが、9月13日に顧問弁護士に相談を行うなど、現在検討を重ねているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 検討ということですね。相談をしてるということで、これは市の顧問弁護士さんと御相談をしているのでしょうか。お伺いをいたします。

陶久委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 星加委員さんの御質問にお答えいたします。総務課、長谷です。はい、市の顧問弁護士と相談しております。以上です。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 顧問弁護士さんと御相談してるってことでございますが、じゃあ、ちょっとお伺いをいたします。例えば、こういうふうに継続的に使われていて、行政財産の使用許可申請がなくて分からなかった場合、一般の方、それから一般の団体だったらどのような方法を取られますか。それについてちょっとお伺いをいたします。

陶久委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 総務課、長谷です。星加委員さんの御質問にお答えいたします。もしそれが一般の方の場合であったらということに関してですが、今回、それも含めまして御検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 市側が全く知らなかった。そして組合も全く知らなかったと理解すればいいんですか。本会議ではどういうふうな答弁をなされたかっていうことなんです。が、「長年の慣例となっていたので、認めていた」と御答弁をなされてます。「認めていた」ということはどういうことなんでしょうかね。お伺いをしたいと思っております。
もう一つ。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 行政に関して慣例という言葉があるかどうかという事は、ちょっと私、行政の慣例やいうんね、そういうふうなことはなかなかこれ、こんなことってあるんかなど。この点については副市長さんに、ちょっと慣例やいう言葉はあるんですかね。ちょっとお聞きしたいなと思うんですがよろしくお願ひいたします。

陶久委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 総務課、長谷です。星加委員さんの御質問にお答えいたします。「組合に対しては慣例でそのまま使用を認めていた」ということについては、その言葉のとおり、特に書類とかは出してもらってないままですが、その使用に関しては認めておりましたということです。以上です。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 慣例という言葉聞いてるんですが、もう認めてたというように考えますか。副市長さん、何かこれ以上の御答弁ございますか。ありませんか。それじゃあ、そういうことにさせていただきます。慣例ということがいわゆる行政で使われてたというように理解させていただきます。
それでは次の質問に移ります。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 阿南市職員労働組合連合会所有の阿南市役所敷地内に設置している自動販売機でございます。先ほど、目的外使用についておっしゃられておりました自動販売機についてであります。令和6年3月28日付で行政財産使用許可書を出されています。使用料の記載がありません。また、定例会の質問に対して「減免している」と答弁をされたと思います。そして電気代、水道代については、行政財産使用許可証で書かれております。使用の料金ってということで書かれておりますが、電気代だけいただくということで、全てのところで減免をしているというんでしょうか。それじゃあ、減免申請の書類って、市はあるんですかね。それから減免の理由っていうのは何なんですか。それについて伺いをいたします。

陶久委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 星加委員さんの御質問にお答えいたします。

自動販売機の行政財産使用許可申請書の提出を受けて、行政財産使用許可書を発行しておりますが、減免申請の書類はございません。減免の理由につきましては、フリーWi-Fi機能や、災害時に市民及び職員へ災害情報伝達する機能、また飲料の無料提供が可能になる機能を兼ね備えているものがあるなど、職員の福利厚生の実現及び市民サービスを図る公共目的を有していることから減免としております。以上、お答えいたします。

星加 委員 ありがとうございます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 委員長、それでは質問させていただきます。

3番目に、職員の福利厚生について私、質問いたしました。そのときに、職員の福利厚生についてはもう十分であるという御答弁をちょうだいいたしております。それからさらに質問をさせていただきます。

行政財産使用許可明細表というのがここにあります。それで、今、阿南市職員労働組合連合会が申請してる自販機ですね、これが9カ所に設置されておまして、業者名も書かれております。これは3月28日付で許可書を出してるときに出されたものと思ってよろしいでしょうか。令和6年4月1日から令和7年3月31日までと、使用期間が認められておりますが、この9カ所にしてる申請場所と業者名、これで間違いございませんか。

陶久委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 星加委員さんの御質問にお答えします

9カ所の分の明細、入っておりましたら、それは今年度の分でございます。以上です。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。間違ってます。実は私、昨日、全てのこの使用許可明細表によりまして、その申請場所、それから業者名ということが書かれてるところを見てみました。私のこの質問が間違ってたらおっしゃってください。庁舎地下1階ですが、ここに書いておられますのはキリンビバレッジ株式会社なんですけど、地下1階はサントリーの自動販売機になっております。今日、写真も取っておりますので、確かめております。これ、間違いがあるということなんですね。

だから、この書類が出たときに、これを使用明細で許可してるっていうことなんですけど、この時点で間違いは分かってなかったのかということと、それと、組合が利用してるっていうことなんですけど、職員の福利厚生面の充実及び市民サービスを図るため、災害時に市民及び職員への災害情報を伝達し、飲料を無料提供するためというようなことが書かれておりますが、これ、この9カ所の設置におきましては、これ、皆、市が知らないところで、阿南市の職員労働組合が契約書を交わしているということになります。それから、職員の福利厚生ということをおっしゃいましたが、市は職員の福利厚生を阿南市職員労働組合連合会にお願いしてるんですか。ここに書かれてるようなことをするのであればお願いしてるんでしょうか。

それと、1件1件契約をしてると思われそうですが、まず間違いがあったということですね。それで、その契約内容というのは、それは組合に、もう勝手に組合がやれっていうことで、そのままの状況にしているんでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

陶久委員長 ここで15分間休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 10:59～11:13

陶久委員長 皆さん、おそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。長谷総務課長。

長谷 課長 先ほどの星加委員さんの御質問にお答えをいたします。まず、御写真撮っていただきました庁舎地下1階の自動販売機に関してなんですけれども、こちらのほうで社名変更については把握していたんですけども、今回の資料がちょっと事務誤りで名前がその前のままになっておりました。申し訳ございませんでした。

次に自動販売機の設置でございますが、組合の福利厚生の一つとして自動販売機の設置をしております。当初に何を置くか、どう置くかというかたちの相談はしておるとは思いますけれども、また、その件も含めて検討を詳しくしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 情報公開をして出していただいた書類です。そのことに対して間違いがあったということは、本来は許されないことです。これは強く申し上げておきますよ。そんなことはやっぱりだめですよ。そのことはもうこれ以上追及はいたしません。

では、次の質問に移ります。今も福利厚生という言葉が出てきました。阿南市行政財産使用料条例の中で、使用料の全部、または一部を免除することができる。これ、分かりますよね、市当局はね、減免というところですね。できる。ただし、収益の目的で使用する場合はこの限りでないということが書かれております。使用申請、このことはまた後にいたしますね。だから、収益の目的で使用する場合にはこの限りでない。何かおかしいんですよね。福利厚生は十分に市の予算を計上してやれてると。なのに、次の自動販売機のところでまた福利厚生という言葉が出てきたんですよね。だから、私さっき、どんな福利厚生を市側は委託してるんですかということをお聞きしたと思うんですよ。15分の休みで忘れとったかも分からないんですが。じゃあ、どんな福利厚生を市が組合に対して依頼しているのかということが、それが1点ですね。

それと、いわゆる収益目的ではないと、だから福利厚生っていったんですが、私、自動販売機設置協定書の写しを今持ってます。これは庁舎内に置いてる自動販売機じゃないんです。そんなに売れてない、道端に置いてあるようなものです。その協定書っていうのを参考にちょっとお話をさせていただけますが、いわゆる自動販売機っていうのは営業的なことがございます。だから置いてるんです。この協定書に書かれていることなんですけど、やはり自動販売機っていうのは、ある程度、利益率っていうのはあるんですよね。その利益率ということがきちんと協定書に書かれておりますよ。そのことについて市は全く、この協定をまいてることは知らない。そして、収益はあるとお考えでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

それと、先ほどお答えいただけなかった福利厚生を市側が依頼してるのかという点、この2点についてお伺いをいたします。

陶久委員長 幸泉総務部長。

幸泉 部長 星加委員さんの御質問に御答弁します。

先ほど検討しますっていうお話、課長が言ったんですが、福利厚生に関しましても過去にそういうことがあったかどうかも含めて調べさせていただくということで、その福利厚生の部分等、利益の分についても、私たち、まだその書類見てませんので、それについても、書類の確認もさせていただきます。

星加 委員 ありがとうございます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 じゃあ、ありがとうございます。大きな利益があった場合を想定した場合、どのように対処されるのかという点について考えるということなんですけど、例えば、私申し上げておきます。そこに設置してる自動販売機、これは外です。建物の中だったらこの条例によって料金が変わってまいります。いわゆる条例のこれが変わってまいりますよね。外に設置していて、そしてそれが個人の所有の土地。そして、その電気代はその設置してるところが持っているんですよ。それで、この方の場合は2台設置をしています。

横並びで2台を設置をいたしておりますが、その方の設置をした上での

手数料ですね。設置をさせてるところの持ち主ですね。その手数料っていうのは大体20%から25%ですね。そういうふうになっておりますよ。このことは売上によって変わるとか、それは組合がどういうふうな協定書をまいているかによって変わってきます。だから、そのところをやはりきちんと調べていただけるっていうことで今後ともよろしくお願いいたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 それでは最後に、これは市民の方からもこの前、9月の定例会で組合のことで質問があったということで、さまざまな御意見がいただきました。

市長の御言葉の中に「市政はただ1点、市民のために」という言葉が使われております。これ、ややこしい自動販売機ね、いわゆる職員の福利厚生ですね、これをやっていくんだったらもう市が、組合が言うことをやっていったらいいと思うんです。そしてこの中に市民のために、市民のこととか、Wi-Fiは使うとかということが書かれておりますが、そういうふうなことは、備考の欄に書かれているわけですから、理由づけであるだけなんですよね。いわゆる大きな利益がきちんと計上されないままで無料、いうたら減免しているっていうこと。それ自身も問題であるので、今後、きちんとした検証をしていただきたいと思えますし、市長は「市政はただ1点、市民のために」ということですから、市民のために役立つような施策をお願いしたいと思えます。

そして私、この質問させていただきましたので、弁護士さんに相談してこうなった、それから利益はあった、こういうことだ、契約はこうなったっていうことを、質問した本人としてはお聞きいたしたいと思えますので、その点につきましてはきっちりと御説明いただいて、御報告を見える形でしていただきたいことを御要望させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。大変長い間の質問にお答えいただきました皆さんに心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

陶久委員長 続きまして、西川副委員長。

西川副委員長 通告してるものがあつたので質問させていただきます。

防災士について質問させていただきます。防災イベントや講演会にときどき、私も参加させていただいてるんですけど、自主防災会や地域住民の方に防災士の方が的確にアドバイスを行ったりだとか、東日本大震災や能登半島地震でのボランティア活動やその経験から得た専門的な知見などを御教授されたりと、防災士は阿南市の安全を守る立場を牽引しているように思えます。また、先日の南海トラフ臨時情報の発表からも、企業内でも必要とされる人材となってきたのではないかと思います。

ところが、そんな防災士になろうと受験を検討していても、阿南市で防災士試験を受講することは現在できませんし、定員も大きくあふれていると聞いております。県内でも防災士の試験を開催する自治体も増えてきておりますが、南阿波定住自立圏の中核都市であり、県内第2の規模の自治体である本市としても、防災士試験を市内で受験できるよう、独自開催を検討、もしくは県へ働きかけていただけないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

陶久委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 危機管理課、石山でございます。よろしくお願いたします。西川副委員長お尋ねの防災士に関する件につきましてお答えをさせていただきます。

本市における防災士資格の取得につきましては、徳島県及び徳島大学の主催する徳島県地域防災推進員養成研修の受講希望者を本市から推薦を行うことで防災士資格の取得を推進しているところでございます。また、徳島県においては短期講座の日程を昨年度は4日であったものを、今年度は2日に短縮するなど、受講しやすい環境づくりを行っていただいているところでございます。今年度につきましては応募者が多数ございまして、希望者の全員に受講していただくことができませんでした。

副委員長御提案の本市での防災士の資格試験の開催でございますが、防災士養成事業の開催は、本県では日本防災士機構の認証を受けました徳島大学に開催を依頼する必要がございます。現状では、県の負担によりまして無料となっている受講料の負担が生じてまいりますことや、受講人数、最低50人以上を確保しなければならないなど、本市が独自に開催するに当たっては慎重に検討すべき課題があるものと考えられます。

今後におきましては、まずは徳島県に対しまして受講者数や開催回数の拡大など、より受講しやすい環境づくりなどを確保していただけるようお願いをしましてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。以上、お答えといたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 御答弁ありがとうございます。

それで、県に要望する際に南海トラフ巨大地震の被害予測、特に南部圏域での被害予測の状況も加味していただいて、必要性があるのではないかっていうことも打診していただければと思います。また、これからの議会でもその後どうなったのか質問させていただきたいと思います。ありがとうございます。

陶久委員長 続きまして、佐々木委員。

佐々木委員 ちょっと最初に、これ要望ですけど、今、西川副委員長がおっしゃった防災士の講座、南側の沿岸部とかぜひやってほしいというようには、前から私も言ってるんで、重ねて同じような要望として上げさせていただきます。

では質問です。私の質問は防災意識に関することなんですけども、1月の能登半島地震では震度7の地震の破壊力を改めて見せつけられ、8月の巨大地震臨時情報では南海トラフ地震は30年以内ではなく、明日にも起こるかもしれないことを実感しました。臨時情報のあと、簡易トイレの注文が業者に殺到しているそうです。防災危機意識に目覚めてきて、フェーズフリーの防災意識が大切であると感じています。市民は常に防災がある暮らしを意識しなければならないと思いますが、よりそれに向けた阿南市の見解をお示してください。

陶久委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 危機管理課長の石山でございます。どうぞよろしく申し上げます。佐々木委員お尋ねのフェーズフリーに関係するお尋ねにお答えをいたします。

フェーズフリー、いわゆる「備えない防災」についてのお尋ねですが、「備えない防災」とは、いつもの暮らし（日常時）と災害が起きたとき（非常時）の区切りをなくし、日常で使うものを災害時にも役立てようというものでございます。非常用として倉庫などに備蓄した食料は賞味期限が切れるたびに入れ替える必要があります、廃棄になることもあります。普段食べている食べ物や飲み物、普段使っている日用品を少し多めに買って置き、古いものから順に消費をしながら一定量を備蓄していくローリングストックという方法がその代表例として挙げられます。

本市の取り組みといたしましては、先日開催いたしました防災パネル展におきまして、新聞紙をスリッパ、コップ、お皿に転用できることを紹介しました。最終日には本市が保有する電気自動車とハイブリット車から給電を行い照明を点灯させるデモ展示を行ったところでございます。また、来年1月からの制度立ち上げに向けて鋭意準備を進めております災害時協力井戸、仮称でございますが、こちらにも備えない防災の一例として挙げる事ができます。

今後におきましても、備えない防災の考え方は大変重要であると認識しておりますことから、各所管で取り組む事務事業の推進に当たりましては、職員1人1人が意識を持って業務に取り組むとともに、市民の皆様には広報等による啓発のほか、防災訓練や出前講座など、あらゆる機会を通じて繰り返し周知を行ってまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

陶久委員長 佐々木委員。

佐々木委員 このフェーズフリーっていうのが、案外ちょっと難しい概念かなという気がいたします。意識しないということと、逆に常に防災を意識する、もうこれが当たり前になっていくということが大切なのではと感じたりするところでは。

参考意見として、要望で聞いていただきたいんですが、今年の7月の3日に、高知県の黒潮町に訪問させていただきました。自主防災の地域のメンバーと高専の先生、多田先生と一緒にまいりました。そこで低コスト耐震改修の現場も2件見せていただき、まち全体の防災に対する取り組みも研修で聞かせていただきました。

そして、その中でちょっと驚きましたのが当時の町長の職員に対する訓示の内容です。この訓示というのは震災から約1年後、黒潮町が最大津波高3.4メートルというのを国が発表したその直後に、職員に対しての訓示であります。その津波高が発表された日、まちの役場の電話はならなかったそうです。逆にそれで危機意識を高め、町長訓示の中には、職員に対し「まちの営みを否定するような考え、また発言は、そのあと一切を禁止する」と、「正しく理解し、今後の行動、発言の一切は課題解決に向けたものにする」と、「直接的な防災部門のみならず、全ての職員が当事者であることを理解し、相互の協力のもと、この課題に立ち向かうことの必要性を確認していただきたい」、「このまちを次の世代にしっかりと引き継いでいくこと、それがまちに課された使命である」と、「困難な道のりにはなる

が、職員一同の奮起を要請する」という強い言葉を交えて、リーダーシップによりそのまちの姿勢を作っていくということを明確に表しています。

そして、まちの基本姿勢としては、対策ではなく思想から入る防災、多少のことではぶれない考え方、思想というものを持って避難放棄者を出さないという取り組みを進めていく。まち、町民全体が共有する言葉を決め、「あきらめない 揺れたら逃げる より早く、より安全なところへ。」で犠牲者ゼロを目指す。

具体的には、例えばハード面、防災文明の整備、また防災文化の創造ということで、避難所、避難場所をたくさん作ったり、避難訓練を町民、職員一丸となって繰り返したりしています。そして、防災の活動に関しては防災地域担当制というのを作って、全職員を各地域に配置して、訓練やまちの行事に参加して一緒に地域関係づくりを進めていくという仕組みづくりを作っています。これによって、防災事業が短期間に大きく進捗、また職員間の意識の差が縮小され、いざというときに組織の強さが発揮されやすいというような仕組みを作っていらっしゃいます。それによって、さまざまな工夫された避難訓練、また町民の意識も変わり、あきらめていた意識が、いや、絶対逃げるんだぞ、助かるんだぞというふうに変わってきているということを知って、一同、感動して帰ってまいりました。

その根本のところにあるのが強いリーダーシップであると感じ、もちろんまちの状況は違いますが、そういう強いリーダーシップとそこから発せられる言葉や表現、取り組みというのを今後は学び、取り入れていただけたらなと思うところでもあります。行政の姿勢として、今後、学び、取り入れていただけるとお思いますので、参考に取り組んでいただきたいとお思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

陶久委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 これにて質問を終了いたしまして、所管に係る一般質問を終結いたします。

閉会に当たり市長から御挨拶をお受けいたします。岩佐市長。

岩佐 市長 本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。また、提案をさせていただきました案件につきましては、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。御審議の中で賜りました御意見、また御提言につきましては今後の市政運営にしっかりと活かしてまいりたいと存じます。本日は誠に御世話になりました。ありがとうございました。

陶久委員長 これをもちまして総務委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

閉 会 11 : 38
